

ビラ配りの自由と限界

【概 説】

関係者以外立ち入り禁止とされた、公務員宿舎や一般分譲マンションのポストに政治的主張を書いたビラを投函したことが、住居侵入罪(刑法 130 条)に該当するとして、投函者が処罰される事件があった。憲法学界ではこの処罰に批判が多い。これのどこが問題なのだろう。

この春、みなさんは、入学式やキャンパス内で、多くのサークル勧誘ビラを受け取ったのではないだろうか。また、高校時代に、みなさん自身が文化祭などでビラやチラシを作って配ったかもしれない。政治的な主張を書いたビラを配ることはもちろんだが、ここにあげたようなビラも含めて、自分の考えを文字などに表して他者に伝えることは、憲法では表現の自由(日本国憲法 21 条 1 項)の対象として保護されている。だから、表現の自由としてのビラ配布を禁止して、処罰するというのは、憲法の保障した人権を侵害しているかもしれないのである。

しかし、いくら表現の自由の行使なんだと言われたところで、みなさんの中には、サークルの勧誘ビラ攻撃にそろそろ嫌気がさしている人も多いのではないだろうか。そして、選挙カーの選挙演説のうるささにげんなりした経験がある人もいるだろう。平穏な生活を維持することも人々にとって重要な利益であり、そのような利益を法的に保護することも国家の重要な役割なので、憲法上否定されるものではない。(その意味で、例えば、刑法で住居侵入罪を設けることはそれ自体おかしなことではない。)このように、憲法上の権利といえども、他人の正当な権利を害する場合がある。そこで、憲法自体「公共の福祉」という枠組み(日本国憲法 12 条・13 条)を用意して、対立する個人の権利や利益の調整を図っている。

表現の自由は憲法上の権利の中でも特に重要な権利と言われているので、他人に少しでも不利益を与えるということだけで制限が正当化されるとは考えられていないのであるが、それでも絶対的な権利とは考えられていない。では、どのように調整すれば良いのだろうか。上記の事件で最高裁判所の判例がどのように整理をしているのかも確認しながら、考えてみよう。

【参考文献】

- ① 山下純司ほか『法解釈入門』(有斐閣、2013 年) 第 11 章[島田聡一郎・宍戸常寿執筆部分]
- ② 毛利透『表現の自由』(岩波書店、2008 年) 特に第 7 章

【関連事項について調べてみよう】

1. 表現の自由はなぜ重要だと考えられているのかを調べてみよう。
2. 住居侵入罪とはどのような利益を保護するために設けられているのだろう。
3. 判例を実際に読んでみよう。
 - ① 最判平成 20・4・11 刑集 62 卷 5 号 1217 頁
 - ② 最判平成 21・11・30 刑集 63 卷 9 号 1765 頁
4. 判例について考えてみよう。

なぜ、憲法学説は 3 の判決を批判するのだろう。